

中山町新型コロナウイルス感染症対策等について

政府及び山形県の基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されたことから、政府及び山形県の変更方針を踏まえ、中山町の令和5年5月8日以降の日常における基本的感染対策についての考え方を以下のとおりとする。

1 令和5年5月8日以降の中山町の感染対策等の考え方

- ① 基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 町として一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むものとする。町は、政府及び県から提供される個人や事業者の判断に資する情報の周知に努める。【総務広報課】
- ③ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き政府及び県から提供される感染対策に関する情報に十分留意する。【健康福祉課】

2 令和5年5月8日以降の中山町の対応について

1の考え方により、町として次の対応を行う。

- ① 職員等の業務におけるマスク着用及び町有施設等におけるパーティション、検温、消毒液等の設置については、来客者数、訪れる方の年齢層、取り扱い業務、施設の業務等の状況、感染症流行の状況等を勘案し、各課・施設所管課において判断する。
- ② 町主催の行事・イベント等については、令和5年5月8日以降、開催制限は設けない。

3 中山町新型コロナウイルス感染症対策本部等について

① 対策本部について

政府の新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部廃止の日をもって「中山町新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止する。

② 感染状況が変化した場合について

対策本部の廃止後、感染状況の変化や新たな変異株等の発生への対応が必要と認められる場合は中山町新型インフルエンザ感染症対策連絡会議を開催する。